

# 「（第4期）会津若松市鳥獣被害防止計画」の概要

農政部農林課

## 1 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日の3か年

## 2 第4期計画の概要

### (1) 計画策定の目的

人と野生鳥獣の棲み分けを進めるため、本市における野生鳥獣による被害防止施策について総合的かつ効果的に実施することを目的とする。

### (2) 計画の構成（体系）

国が定める様式による。（※別紙 計画本文参照）

### (3) 本計画に基づく取組の概要

近年、野生鳥獣の出没機会が増加しており、令和4年度にはツキノワグマの市街地出没や人身被害が相次いだことを受けて、以下の点について第3期計画から内容を変更し取り組むこととする。

#### ①被害軽減目標

##### ○農作物被害の軽減目標

過年度の被害軽減実績から現状値の50%を目標とする。

##### ○人身被害の軽減目標

野生鳥獣による人身被害発生0件を目指す。

#### ②共通事項（市事業）

##### ○鳥獣被害対策事業

- ・鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲活動への継続した支援
- ・有害鳥獣の捕獲圧強化に向けた取組の研究  
（新ライフル・スラッグ弾射撃場を活用した定期的な射撃訓練の開催 等）
- ・県会津地方振興局が中心となり進める、GIS online への野生鳥獣の出没データの集積・分析

##### ○会津地域鳥獣被害防止広域対策推進事業

- ・新ライフル・スラッグ弾射撃場を活用した、現役捕獲従事者の捕獲技術の向上及び新規捕獲従事者の確保

##### ○鳥獣被害防止総合支援事業

- ・「鳥獣被害対策侵入防止柵購入補助金制度」による継続した支援
- ・専門家による集落環境診断に基づく、行政区を単位とする地区による広域的な対策への継続した支援

#### ③大型獣対策

##### ○ツキノワグマ

- ・市政だよりやホームページへの掲載、リーフレットの配布等による注意喚起による人身被害防止
- ・「ツキノワグマ市街地出没対応マニュアル」の整備とそれに基づいた、定期的な訓練の実施体制の整備

##### ○イノシシ

- ・「生息環境管理」、「被害防除」、「有害捕獲」の3つの対策の継続的な実施
- ・「イノシシ捕獲報償金制度」による継続的な狩猟捕獲の推進

##### ○ニホンジカ

- ・センサーカメラによる生態調査や追い払い花火による追い払い、「被害防除」による対策の継続した実施・推進
- ・南会津地方におけるニホンジカ対策を参考とした本市での対策研究

【次頁に続く】

#### ④中型獣対策

##### ○ニホンザル

- ・近隣市町村におけるニホンザル対策を参考として、本市での対策の基盤整備に向けた情報収集

##### ○ハクビシン

- ・小型箱わなの貸出による「有害捕獲」の継続的な支援
- ・害獣駆除を担う民間事業者に関する情報収集や他市町村の取組についての調査

#### ⑤鳥類対策

##### ○カラス

- ・潜在的な被害情報の収集に向けた体制を整備するため、果樹園が存在する地区の町内会との連携強化
- ・捕獲によらない対策の研究